第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)が公文書の存否を含めて開示しないとして行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県公文書の開示に関する条例(平成5年和歌山県条例第2号。以下「旧条例」という。)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、「特定された個人に係る措置入院についての一切の資料 ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条措置入院の申請書及びその添付書類、イ 同法第27条第1項の調査書及び知事の診察命令書、ウ 措置非該当とした文書(それに係る調査書)、エ 上記診察命令を執行するために出張した職員への出張命令書(以下「本件請求文書」という。)について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求に対して、本件請求文書の存否を含めて 旧条例第9条第2号に該当するため開示しないとして非開示決定(以 下「本件処分」という。)を行い、平成13年3月7日付けで異議申 立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成13年5月10日に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、 実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨については、異議申立書の内容から、本件処分の取り消しを求めるというものであると考えられる。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張する内容を要約するとおおむね 次のとおりである。

(1) 明文規定に基づかない存否回答拒否は旧条例違反である。

- (2) 本人による自己情報の開示請求に対する存否を含めた非公開は不当である。
- (3) その他、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号。以下「法」という。)の解釈及び運用に関する疑 問等
- 3 異議申立人の意見について

当審査会は異議申立人に対し、その意見を聴くため、意見書提出及び口頭意見陳述の機会を設けたが、いずれも回答がなく、異議申立書に記載された内容以外の意見を聴くことができなかった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分 理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張す る内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書は、一般的には個人の氏名・住所・生年月日・心身の状況等の情報を記載しており、旧条例第9条第2号本文に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当し、また、同号ただし書のいずれの規定にも該当しない。

また、「個人に関する情報」として、自己の情報であるか、他人の情報であるかを問わず、一切の個人情報を同号ただし書に該当しない限り非開示とする旧条例の趣旨から、異議申立人の自己に関する情報の開示請求であっても非開示とした。

(2) 旧条例は、県民誰もが県政に係る公文書を同じように見ることができるということを権利として定めたものであり、開示請求者のいかんを問わず同じ取扱いをするものである。

例えば、今回の開示請求について、「存否を明らかにして個人情報による非開示とする」処分を行うと、他の者が同じような開示請求を行った場合、県としては同じ取扱いをせざるを得ず、個人情報を保護することができなくなる。

すなわち、特定の個人に係る公文書の存在を明らかにすることに よって、特定の個人になされた行為が明らかになり、結果として旧 条例第9条第2号で非開示情報としている個人に関する情報を開示 することとなる。

よって、旧条例には存否を含め非開示処分に関する明文規定はないものの、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、個人のプライバシーを保護することができなくなるため、存否も含め非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

本件請求文書は、一般的には、特定個人について、法第23条に基づく申請が行われ、法第27条による指定医の診察を受けた場合には作成されることとされるものである。

2 存否を含めた非開示処分について

異議申立人は、明文規定に基づかない存否応答拒否は条例違反であると主張している。

確かに旧条例には存否応答拒否についての規定は設けられていない。

しかしながら、開示請求の内容が個別具体的に名あて請求のように 特定して記載されている場合などにおいて、公文書の存否を前提とし て開示、非開示を決定した場合、開示請求書に記載された情報の存否 を認めて非開示決定等を行うこととなり、当該情報の存否自体が非開 示情報として保護されなければならないものである場合、非開示情報 を開示したのと同一の結果を来す場合があると考えられる。このよう なときには、旧条例第9条各号の趣旨を全うすることができないため、 実施機関が本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否す ることは相当であり、旧条例の解釈上許容できるものと考える。(こ のような理由から、既に「和歌山県情報公開条例」(平成13年和歌 山県条例第2号)第10条に、存否応答拒否に関する明文規定が設け られているところである。)

3 旧条例第9条第2号の該当性及び本件請求文書の存否を含めて非開 示とすることについて

旧条例第9条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が

識別され得るものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、 これを非開示にすることができる旨規定している。

ところで、本件請求文書は、仮に存在するとすれば、そこに記載されている情報は、特定の個人が識別される、いわゆる個人に関する情報であって、同条第2号ただし書にも当たらない。しかも、そのような情報の存否自体がプライバシーにかかるものとして保護されるで個人に関する情報である。すなわち本件請求文書のように、特定の個人を名指しして、その者の情報にかかる公文書の開示を求めるような場合、その公文書の存否を明らかにすることによなって、名指したがって、名指したがって、名指したがって、名指したがって、存否を答えること自体が、個人のプライバシーを侵害することとに連れない筋合いである。実施機関が本件請求文書の存否につき、応答を犯し、非開示としたことは、旧条例においても認められるべき解釈運用であり、したがって、実施機関が本件請求文書につき、公文書の存否を含めて開示しないとして行った非開示決定は妥当である。

4 本人に対する自己情報の開示について

仮に本件請求文書が存在するとして、異議申立人は、そこに記載された個人情報は異議申立人本人の情報であり、開示すべきである旨主張する。

旧条例の定めた公文書開示制度は、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって開かれた県政を一層推進することを目的とした制度であり、開示請求権者である限り誰にでも開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。このことは、特定の個人を識別することができる情報については、旧条例第9条第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非開示とすると定めるのみで、本人から開示請求のあった場合についての特段の規定を設けていないことからも明らかである。

一方、本人に対する自己情報の開示は、和歌山県個人情報保護条例 (平成14年和歌山県条例第66号。以下「保護条例」という。)に より、自己情報の開示請求権として保障されたところである。しかし ながら、保護条例制定前の本件処分時においては、個人の情報を開示 することは、それが自己の情報といえども、公文書開示制度の下では 個人情報保護の見地から認められないものであった。

したがって、異議申立人の自己情報の開示を求める主張は、認めることができない。

5 その他

異議申立人が異議申立書において主張する法の解釈及び運用に関する疑問等については、当審査会が審議する事項ではないと判断する。

6 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

[答申に至る経過]

年 月 日	審査の経過
平成13年 5月25日	諮問(実施機関)
平成13年 6月18日	実施機関からの理由説明書を受理
平成 1 5 年 1 0 月 2 8 日	審議
平成15年12月 4日	審議
平成16年 2月12日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成16年 2月27日	審議
平成16年 3月24日	審議